

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書(案)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利や利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利と利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

- ・三重県は、住民基本台帳法に基づき、住民の利便を増進するとともに行政の効率化に対処し、全国共通の本人確認を行うために必要最小限の情報のみを保有する。具体的には、本人確認情報である4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報である。
- ・内部による不正利用の防止のため、生体認証による操作者認証、アクセス権限の適切な管理等、対策を講じている。
- ・コンピュータウイルス等の不正プログラムの混入を監視、駆除するため、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行うとともに、ファイアウォール等により論理的にインターネットと分断している。

評価実施機関名

三重県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

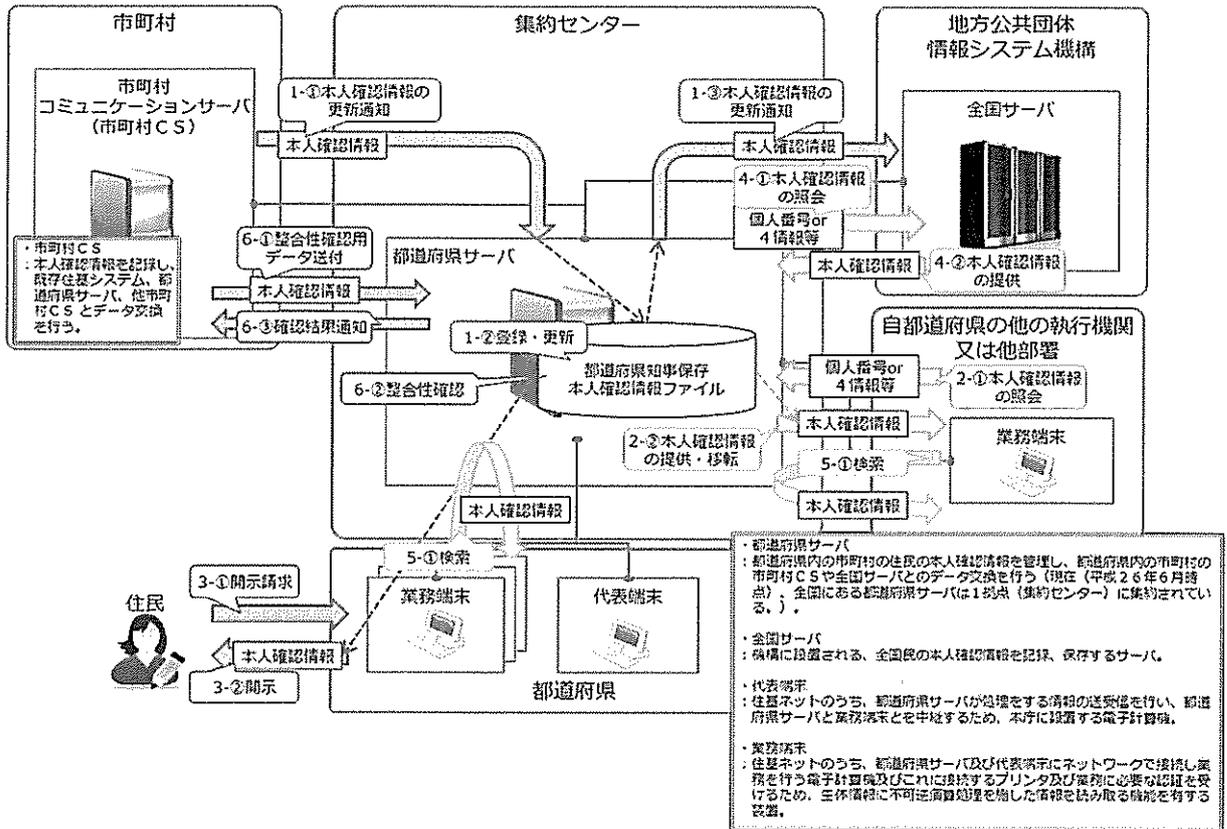
I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
②事務の内容 ※	<p>三重県は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(以下「住基ネット」という。)を市町村と共同して構築している。</p> <p>住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、住民の利便を増進するとともに行政の効率化に対処するため、住民に関する記録を正確にかつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>三重県では、住基法の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う(別添1を参照)。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という場合がある。)への通知 ③三重県知事から本人確認情報に係る三重県の他の執行機関への本人確認情報の提供又は他部署への移転 ④住民からの請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示及び開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム※(以下「住基ネット」という場合がある。) ※この後の項目、「3. 特定個人情報ファイル名」に示す、「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の都道府県サーバ部分について記載する。
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 三重県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 三重県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、請求に係る個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性を確認する。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
システム2～5		
システム6～10		
システム11～15		
システム16～20		
3. 特定個人情報ファイル名		
都道府県知事保存本人確認情報ファイル		
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由		
①事務実施上の必要性	<p>都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、住民の転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確にかつ統一的に記録・管理するために取り扱われるものであり、三重県では、以下の用途に用いる。</p> <p>①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、三重県内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③三重県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p>	
②実現が期待されるメリット	<p>住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまで窓口で提出が求められていた書類の添付省略が図られ、もって住民の負担軽減(行政機関等窓口を訪問し、住民票の写し等を入手する金銭的、時間的コストの節約)や行政の合理化につながる。</p>	
5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	<p>住民基本台帳法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条 (住民票の記載事項) ・第12条の5 (住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6 (市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7 (都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8 (本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11 (通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13 (都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15 (本人確認情報の利用) ・第30条の22 (市町村間の連絡調整等) ・第30条の32 (自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35 (自己の本人確認情報の訂正) 	
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施しない	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-	
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	三重県地域連携部市町村財政課	
②所属長の役職名	課長	

(別添1) 事務の内容



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務
 - 1-①. 市町村において受け付けた住民の転出入に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
 - 1-②. 都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
 - 1-③. 機構に対し、住基ネットを介して、本人確認情報の更新を通知する。
2. 三重県以外の執行機関への情報提供又は他部署への移転
 - 2-①. 三重県以外の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
 - 2-②. 三重県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。

※検索対象者が他都道府県の住民の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。
 ※一括提供方式により本人確認情報を提供する場合には、三重県知事において代表端末を操作し電子記録媒体を用いて提供する。
 (注1) 三重県以外の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。
 (注2) 媒体連携とは、一括提供方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。
3. 本人確認情報の開示に関する事務
 - 3-①. 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける（※特定個人情報を含まない。）。
 - 3-②. 住基法に基づく開示請求をした住民（開示請求者）に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。
4. 機構への情報照会に係る事務
 - 4-①. 機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
 - 4-②. 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。
5. 本人確認情報検索に関する事務
 - 5-①. 4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。
6. 本人確認情報整合
 - 6-①. 市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
 - 6-②. 都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性を確認する。
 - 6-③. 都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性の確認結果を通知する。

(備考) 以上

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	三重県内の住民(三重県内のいずれかの市町において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において三重県内の全ての住民情報を保有し、住民票に記載されている住民情報を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ・住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成14年8月5日
⑥事務担当部署	三重県地域連携部市町行財政課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (市町村CSを通じて入手する。)	
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度。	
④入手に係る妥当性	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)により、住民情報に変更があった又は住民情報が新規作成された際は、市町村がそれをまず把握した上で、全国的なシステムである住基ネットでの管理が必要があるので、市町村から三重県へ、三重県から機構へと通知がなされることとなる。	
⑤本人への明示	三重県知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。	
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において三重県内の全ての住民情報を保有し、常に正確に更新・管理・提供する。	
	変更の妥当性 ー	
⑦使用の主体	使用部署 ※	三重県地域連携部市町行政課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。 ・三重県の他の執行機関又は他部署からの本人確認情報の照会を受け(三重県の他の執行機関又は他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する本人確認情報を照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ→三重県の他の執行機関又は他部署)。 ・住民からの開示請求に応じ(住民→三重県窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面等により当該住民に提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。 ・4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性を確認する。 	
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に係る更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・三重県の他の執行機関又は他部署からの照会に応じて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 ・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 ・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。
	情報の統計分析 ※	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日	平成14年8月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <input type="checkbox"/> 委託しない (<input type="checkbox"/> 1) 委託する 2) 委託しない) 件	
委託事項1	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	
①委託内容	全国の都道府県サーバを1拠点(都道府県サーバ集約センター。以下「集約センター」という。)に集約したことに伴い、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、本人確認情報に直接係わらない(本人確認情報に直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体] <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満]
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、本人確認情報に直接係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを取り扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人未満]	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	三重県のホームページにおいて、または三重県情報公開条例に基づく開示請求による公開により確認できる。	
⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する] <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾
	⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に直接係わらない(本人確認情報に直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。

委託事項2～5		
委託事項2	代表端末及び業務端末の運用管理支援業務	
①委託内容	三重県で設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器について、定期監視(障害監視、性能監視、資源監視、アクセス監視)、障害対応、アプリケーション更新作業等の運用管理業務を委託する。委託する業務は、本人確認情報に直接関わらない(本人確認情報に直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
対象となる本人の数	<p><選択肢></p> <p>[100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。	
その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)へアクセスする際に利用するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器について運用管理業務を委託することによる。なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に直接係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを取り扱う事務は実施しない。	
③委託先における取扱者数	<p><選択肢></p> <p>[10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (運用管理上必要がある場合は、職員が立ち会いの上、代表端末又は業務端末により確認する。)</p>	
⑤委託先名の確認方法	三重県のホームページにおいて、または三重県情報公開条例に基づく開示請求による公開により確認できる。	
⑥委託先名	日本電気株式会社三重支店	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p><選択肢></p> <p>[再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	事前に書面により県の承諾を得ることとしている。
	⑨再委託事項	三重県住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理に関する業務。再委託する業務は、本人確認情報に直接係わらない(本人確認情報に直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (3) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	三重県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	市町村長からの通知に応じて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度。
提供先2～5	
提供先2	三重県の他の執行機関(三重県教育委員会、三重県警察本部など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)
②提供先における用途	住基法別表第六に掲げられた、三重県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「番号整備法」という場合がある。)第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	三重県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度。

提供先3	住民
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [O] 紙 [O] その他 (端末機から出力された帳票等の閲覧)
⑦時期・頻度	住民からの開示請求があった都度。
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	三重県の他の部署
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)
②移転先における用途	住基法別表第五に掲げられた、三重県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められる事務の処理に用いる。
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、番号整備法第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] フラッシュメモリ [O] 紙 [O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	三重県の他の部署からの検索要求があった都度。
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・三重県においては、施錠管理を行っている部屋に端末機及び記録媒体を保管するとともに、端末機はワイヤーロック等で固定し、記録媒体は施錠できる保管庫で保管している。 ・サーバ室へ電子記録媒体等の機器類を持ち込む際は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ている。 												
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[20年以上]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。 												
③消去方法		都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。												
7. 備考														
—														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25. 旧氏 漢字、26. 旧氏 外字数、27. 旧氏 ふりがな、28. 旧氏 外字変更連番

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報のみによる。制度上、対象者の真正性は市町村側の本人確認により保証されるため、市町村において厳格な本人確認が行われることが前提となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	システム上、法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることとする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム上、本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	システム上、市町村において真正性が確認された情報のみを市町村CSを通じて入手できることとする。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う仕組み(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)とする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション※を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※都道府県サーバのサーバ上で稼働するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者登録、アクセス権限の設定はシステム管理者による処理をもって行い、操作者名簿等により、操作者とアクセス権限は適切に管理する。 ・人事異動等による登録情報のすみやかな削除についても、上記と同様に行い、適切に管理する。 ・管理簿について、年1回以上の棚卸しにより管理が適切に行われていることを確認し記録する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行なうために必要な範囲に限るものとする。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・本人確認情報を取り扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を取得し、適切に保管する。 ・不正な操作が無いことについて、三重県住民基本台帳ネットワークシステムアクセス管理要領に基づき、毎月、操作履歴を分析・確認するとともに、操作履歴の記録や聞き取り等により必要に応じ適時確認し、その結果は管理責任者へ報告している。 ・操作履歴の確認により、不正な操作の疑いがある場合は、申請書類等との突合を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を保管する。 ・定期的にチェックを行い、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・操作者研修等で、事務外利用の禁止等について指導・徹底する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 毎月、アクセスログを分析・確認するとともに、セキュリティチェックを行い、その結果は管理責任者へ報告している。 極力端末画面での確認にとどめる取扱を求め、帳票出力は必要最小限とする取扱いとし、出力した帳票は帳票管理簿で管理している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等の活用により、長時間・不用意な本人確認情報の表示を防ぐ。 ・端末機のディスプレイを、来庁者等から見ることができないよう適切な位置及び方向に設置する。 ・操作者は、業務に必要な検索を行う場合には、事前に検索・抽出条件を明確にする。 ・操作者は、離席の際には、業務アプリケーションを終了させ、電源の切断等を行い、本人確認情報を画面に表示したままの状態としない。 ・操作者は、本人確認情報が表示された画面のハードコピーを取らない。 ・操作者は、本人確認情報をメモに書き込んだり、端末機のテキスト文書に保存しない。 ・大量に本人確認情報を出力する場合には、事前に管理者の承認を得る。 	
<p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない</p> <p>委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク</p>	
<p>情報保護管理体制の確認</p>	<p>○都道府県サーバの運用及び監視に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先である地方公共団体情報システム機構は、これまで住基法に基づき全国サーバを運営し、住基ネット全体のセキュリティ確保に責任を負う立場にあり、前身の財団法人地方自治情報センター時代（H14.8.5～H26.3.31）も含め、過去10年以上にわたり安定的に住基ネットを運営してきた実績を有する。 ・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会（47都道府県で構成）において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターに委託することを議決している。 ・機構は、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制も十分に確保されている。 ・委託契約の締結後は、必要に応じて履行状況の監督を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。 <p>○代表端末及び業務端末等の運用管理支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先の選定にあたっては、入札参加資格として委託先の社会的信用と能力を条件とし、落札者にはそれらが確認できる資料の提出を求め、保存している。 ・契約書における「個人情報の取扱いに関する特記事項」、「セキュリティ確保に関する仕様書」により、個人情報の保護、セキュリティ確保のための人的（責任者等体制）、物理的（情報資産管理方法等）、技術的（ID登録等）要件を定め責任を明確化している。 ・委託契約の締結後は、必要に応じて実地の監査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。
<p>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</p>	<p>[制限している] <選択肢></p> <p>1) 制限している 2) 制限していない</p>
<p>具体的な制限方法</p>	<p>○都道府県サーバの運用及び監視に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧／更新権限を与えていない。 ・委託先（再委託先を含む。）には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報保護ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 ・委託先（再委託先を含む。）は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップするが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 <p>○代表端末及び業務端末等の運用管理支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託する業務は、本人確認情報に直接関わらない（本人確認情報に直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象としている。 ・作業者を限定するために、委託先（再委託先を含む）から作業者の名簿を提出させている。

<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p>	<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>○都道府県サーバの運用及び監視に関する業務 ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報保護ファイルを提供する場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップするが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により、「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 ○代表端末及び業務端末等の運用管理支援業務 ・委託する業務は、本人確認情報に直接関わらない(本人確認情報に直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・契約書に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残している。 ・システムによる特定個人情報ファイルの取扱記録(アクセスログ)を残している。</p>
<p>特定個人情報の提供ルール</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>○都道府県サーバの運用及び監視に関する業務 ・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である三重県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により、「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 ・必要があれば、三重県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを契約書に明記している。 ○代表端末及び業務端末等の運用管理支援業務 ・契約書における「個人情報の取扱いに関する特記事項」において、秘密保持義務及び目的外利用の禁止を規定するとともに、個人情報を保持する場合は、管理するための台帳を整備し、取扱状況を記録することを義務付けている。</p>
<p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>○都道府県サーバの運用及び監視に関する業務 ・委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。 ○代表端末及び業務端末等の運用管理支援業務 ・委託する業務は、本人確認情報に直接関わらない(本人確認情報に直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・契約書に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残している。</p>
<p>特定個人情報の消去ルール</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>○都道府県サーバの運用及び監視に関する業務 ・委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルは、住基法施行令第30条の6に規定された本人確認情報の保存期間(150年間)が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを委託契約で規定している。 ・委託契約において、バックアップ媒体は、「運用設計書」において「破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することとしているが、機構に提供された特定個人情報ファイルは契約完了時に返還または廃棄することを規定する。 ・委託契約の条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱について書面にて報告を受ける。また、必要があれば、三重県職員または監査法人など第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。 ○代表端末及び業務端末等の運用管理支援業務 ・契約書における「個人情報の取扱いに関する特記事項」において、受託者が業務を実施するために保持した個人情報については、業務完了後、当県職員の指示にもとづき、返還、廃棄、又は消去するものとし、廃棄、消去する場合は、物理的破壊、データ消去用ソフト等により判読、復元できないように確実に処理し、その記録を残すとともに、当県に書面により報告することを義務付けている。</p>

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>○都道府県サーバの運用及び監視に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密の保持義務 ・事業所内からの個人情報の持ち出しの禁止 ・個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育の実施 ・契約の遵守状況について報告 ・履行状況の監督ができる <p>○代表端末及び業務端末等の運用管理支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密の保持義務 ・個人情報の目的外利用の禁止 ・責任体制の整備 ・再委託における条件 ・委託契約終了後の個人情報の返還、廃棄又は消去 ・従業者に対する監督・教育の実施 ・個人情報の適正管理(施錠管理、定められた場所からの持ち出し禁止、複製の禁止、管理台帳の整備等) ・事故発生時の対応 ・契約の遵守状況について報告 ・実地監査等ができる 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>○都道府県サーバの運用及び監視に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を規定している。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・委託元は、委託先に対して、自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っており、再委託を行う場合も、委託元はその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務づけ、必要かつ適切な監督を行っている。 <p>○代表端末及び業務端末等の運用管理支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・再委託先に委託先と同等の個人情報保護措置を義務付け、再委託先の行為より生じた結果については委託先に責任を課すものとしている。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>○都道府県サーバの運用及び監視に関する業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託先の選定については、平成25年1月24日、都道府県サーバ集約に伴う調達評価委員会(各ブロックから推薦された新潟県、長野県、富山県、和歌山県、香川県、愛媛県、岡山県、福岡県で構成)が、入札の評価基準の作成に参加し、適切な再委託先となるよう監督している。 		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。</p>	

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法、住基法ならびに三重県個人情報保護条例の規定に基づき認められる事項についてのみ特定個人情報の提供・移転を行う。なお、システム管理者が、操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行なうために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとするとともに、定期的に状況を確認する。		
その他の措置の内容	「端末機が置かれている部屋(端末を収納するラック)の施錠管理」、「入室等の制限」、「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限の管理徹底」によって、情報の不正利用、不適切な持ち出し、漏えいを防止する。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、三重県その他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
電子媒体を用いた情報移転の際には媒体のウィルスチェックやパスワード設定に留意する。			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない] <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している] <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	・端末機が置かれている事務室(端末機を収納するラック)、記録媒体の保管場所を施錠管理し、業務端末のディスプレイは来庁者から見えない位置に設置する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理するとともに、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・サーバ室へ電子記録媒体等の機器類を持ち込む際は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ている。
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	・OSのセキュリティホールに対するセキュリティ更新プログラムの適用、住基ネット業務アプリケーションの修正プログラムの適用、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を随時行う。 ・端末機からインターネットに接続できないようにファイアウォールやルータにより論理的にインターネットと分断する。 ・庁内ネットワーク及び都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログ解析を行う。
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月、県事業の受託者に誤って別事業で扱う個人情報700人分を誤提供した。 平成30年7月、自宅に持ち帰った個人情報1,561人分が含まれた公文書を紛失。 	
再発防止策の内容	<p>事案が発生することにより、全職員に対し情報共有と注意喚起を行うとともに、職員の危機管理意識の向上やコンプライアンスの日常化の取り組みの中で、その再発防止に努めている。</p> <p>また、個人情報の外部への持ち出しに当たっての所属長の許可を徹底するとともに、個人情報の適正な管理について改めて周知徹底を図った。</p>	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。</p> <p>また、市町村CSとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は法令(住基法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。 磁気ディスク及び帳票は、管理手順に基づき事前に管理者の承認を得てから、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎・焼却・裁断等により廃棄する。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	年に1回、住基ネットを利用する全所属において、セキュリティ対策規程等の項目に係るチェックリストを用いて、特定個人情報が適切に取り扱われているか、自己点検を実施する。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	・住基ネット設置・利用所属において任命されているセキュリティ責任者(ないし所属長)によって、年1回、チェックリストを活用した自己点検を行い、結果の提出を受けるとともに、必要に応じて、現地確認等を行い、セキュリティの確保に努める。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット端末設置・利用所属において新規に操作担当者となる者を中心に毎年度「セキュリティ研修」を複数回実施し、受講しないと端末の操作者となれないこととしている。また、セキュリティ対策規程等の重要な見直しがあった場合などは、必要に応じ、既存の操作者も含めて随時研修を実施する。 ・なお、日頃から端末操作等への注意事項の徹底を図るため、庁内電子掲示板に関係要領等を掲載し、操作担当者がいつでも確認できるようにしている。 ・年1回、すべての住基ネット端末利用所属の所属長等責任者を対象にセキュリティ会議を開催し個人情報保護の徹底、セキュリティの確保について徹底を図る。 ・不適切な操作や行為があった場合、セキュリティ責任者である所属長等による指導・再教育を行うとともに、必要に応じて市町行財政課担当者による指導、また、違反行為の程度によっては端末操作担当の任務より外すことも含めて、相応の措置を迅速に行うものとする。
3. その他のリスク対策	
—	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒514-8570 津市広明町13 三重県地域連携部市町行財政課行政班 電話:059-224-2171
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正等の請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の記録・保存
公表場所	三重県ホームページ http://www.pref.mie.lg.jp/PERSONAL/1226.htm
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	三重県地域連携部市町行財政課行政班 電話:059-224-2171
②対応方法	問い合わせへの対応について記録を残すとともに、関係法令等にも照らし、適切に対処する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年12月3日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメント
②実施日・期間	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	—
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成20年12月28日	Ⅲ-7 特定個人情報情報の漏えい・滅失・毀損リスク ①過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大な事故が発生したか その内容	<p>平成25年11月30日、健康福祉部からユニバーサルデザインアドバイザー等に対しメールを送信した際、誤って1,066人分の個人情報に記載された電子ファイルを送付して送信した。</p> <p>平成25年5月21日、ホームページにおいて公表している650社の産業廃棄物適正管理計画書に、事業者の担当者氏名及びメールアドレスを含んでいるのがわかったため、計画書の閲覧を中止し、該当部分を非開示として公表した。</p> <p>平成25年9月20日、イベントへの参加企業を募集するため、県内企業の担当者等461名に対しメールを送信した際、誤ってメール送信先の企業名、部署名、担当者名、メールアドレスを記載したファイルを送付して送信した。</p> <p>平成26年7月22日、研修会の開催案内を個人、民間企業、大学など研修参加者287者に対してメールを送信した際、誤って送信先のアドレスを表示しない機能を設定せずに送信した。</p> <p>平成26年10月18日、講座の案内をメチア7179名に対してメールを送信した際、誤って送信先のアドレスを表示しない機能を設定せず送信したことから、社名、所属、氏名を表示したまま送信した。</p>	<p>平成29年6月、県事業の受託者に誤って別事業で扱う個人情報700人分を誤提供した。</p> <p>平成30年7月、所属長の許可なく個人情報4,551人分の入ったUSBを自宅に持ち帰った際、裏上蓋らしにあり盗まれた。</p> <p>平成30年7月、自宅に持ち帰った個人情報1,561人分が含まれた公文書を紛失。</p>	事後	重要な変更には当たらない (時点修正)
平成20年12月28日	Ⅲ-7 特定個人情報情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大な事故が発生したか 再発防止策の内容	<p>事業が発生するごとに、全職員に対し情報共有と注意喚起を行うとともに、職員の危機管理意識の向上やコンプライアンスの日常化の取り組みの中で、その再発防止に努めている。</p> <p>また、平成26年11月には、インターネットメールアドレス等の流出防止のため、インターネットメールの送信については、送信先のアドレスを表示しない機能を使得って送信することを原則とし、諸規程の改訂を行った。</p>	<p>事業が発生するごとに、全職員に対し情報共有と注意喚起を行うとともに、職員の危機管理意識の向上やコンプライアンスの日常化の取り組みの中で、その再発防止に努めている。</p> <p>また、個人情報の外部への持ち出しに当たっては、所属長の許可を徹底するとともに、個人情報の適正な管理について改めて周知徹底を図った。</p>	事後	重要な変更には当たらない (時点修正)
	Ⅰ-5 法令上の根拠	記載なし等	第30条の13、第30条の22の追記及び注意書きの削除	事後	重要な変更には当たらない (時点修正)
	(別添1)事務の内容 (備考)3.3-①	記載なし	「(※特定個人情報を含まない。)」を追記	事後	重要な変更には当たらない (時点修正)
	Ⅱ-5 提供先2③	「第20条第9項及び第22条第7項」	「第22条第7項」	事後	重要な変更には当たらない (時点修正)
	Ⅱ-5 移転先1③	「第20条第9項及び第22条第7項」	「第22条第7項」	事後	重要な変更には当たらない (時点修正)
	Ⅱ-6 ①保管場所	(略) 三重県においては、施設管理を行っている部屋に端末機及び記録媒体を保管する。	(略) 三重県においては、施設管理を行っている部屋に端末機及び記録媒体を保管するとともに、端末機できる保管庫で保管している。 サーバ等へ電子記録媒体等の機器類を持ち込む際は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ている。	事後	重要な変更には当たらない (時点修正)
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	記載なし	「25.旧氏 漢字、26.旧氏 外字、27.旧氏 ふりがな、28.旧氏 外字変更通番」を追記	事後	重要な変更には当たらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-2 リスク2 権限のない者によって不正に使用されるリスク 特定個人情報情報の使用の記録	(略) ・不正な操作が無いことについて、操作履歴の記録や聞き取り等の確認により適時確認する。 (略)	(略) ・不正な操作が無いことについて、操作履歴の記録や聞き取り等の確認により適時確認する。 (略)	事後	重要な変更にと当たらない (時点修正)
	Ⅲ-3 リスク4 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	(略) (記載なし) ・極力端末画面での確認にとどめる取扱を求め、複製出力は必要最小限とする取扱いとす。	(略) (記載なし) ・毎月、アクセスログを分析・確認するとともに、セキュリティチェックを行い、その結果は管理責任者へ報告している。 ・極力端末画面での確認にとどめる取扱を求め、複製出力は必要最小限とする取扱いとす、出力した複製は複製管理簿で管理している。	事後	重要な変更にと当たらない (時点修正)
	Ⅲ-4 情報保護管理体制の確保	(略) ○都道府県サーバーの運用及び監視に関する業務 委託先である地方公共団体情報システム機構は、これまで住基法に基づき全国サーバーを運営し、住基ネット全体のセキュリティ確保に専任を負う立場にあり、前身の財団法人地方自治情報センター時代(H14.8.5～H26.3.31)も含め、過去10年以上にわたり安定的に住基ネットを運営してきた実績を有する。 平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県で構成)において、都道府県サーバーの運用及び監視に約化された都道府県サーバーの運用及び監視に ついて、都道府県サーバー集約化の実施および集約化された都道府県サーバーの運用及び監視に関する業務を機構に委託することを議決している。 (略) ○代表端末及び業務端末等の運用管理業務 委託先の選定にあたっては、入札参加資格として委託先の社会的信用と能力を条件とし、落札者にはそれらが確認できる資料の提出を求め、保存している。 (略) ○委託契約の締結後は、必要に応じて履行状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。	(略) ○都道府県サーバーの運用及び監視に関する業務 委託先である地方公共団体情報システム機構は、これまで住基法に基づき全国サーバーを運営し、住基ネット全体のセキュリティ確保に専任を負う立場にあり、前身の財団法人地方自治情報センター時代(H14.8.5～H26.3.31)も含め、過去10年以上にわたり安定的に住基ネットを運営してきた実績を有する。 平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県で構成)において、都道府県サーバーの運用及び監視に約化された都道府県サーバーの運用及び監視に ついて、都道府県サーバー集約化の実施および集約化された都道府県サーバーの運用及び監視に関する業務を機構に委託することを議決している。 (略) ○代表端末及び業務端末等の運用管理業務 委託先の選定にあたっては、入札参加資格として委託先の社会的信用と能力を条件とし、落札者にはそれらが確認できる資料の提出を求め、保存している。 (略) ○委託契約の締結後は、必要に応じて履行状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。	事後	重要な変更にと当たらない (時点修正)
	Ⅲ-4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	記載なし	「履行状況の監督ができる」、「実地監査等ができる」を追記	事後	重要な変更にと当たらない (時点修正)
	Ⅲ-7 リスク1 毀損リスク ⑤物理的対策	(略) (略) (記載なし)	(略) (略) ・サーバー室へ電子記録媒体等の機器類を持ち込む際は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ている。	事後	重要な変更にと当たらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-7 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大な事故が発生したか その内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月、県事業の受託者に誤って別事業で扱う個人情報700人分を誤提供した。 平成30年7月、所属長の許可なく個人情報4,551人分の入ったUSBを自宅に持ち帰った際、車上荒らしにあい盗まれた。 平成30年7月、自宅に持ち帰った個人情報1,561人分が含まれた公文書を紛失。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月、県事業の受託者に誤って別事業で扱う個人情報700人分を誤提供した。(削除) 平成30年7月、自宅に持ち帰った個人情報1,561人分が含まれた公文書を紛失。 	事後	重要な変更にとあたらない (記載内容修正)
	Ⅳ-2 従業員に対する教育・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 住基ネット端末設置・利用所屬において新規に操作担当者となる者を中心に毎年度「セキュリティ研修」を実施する。また、セキュリティ対策規程等の重要な原簿があつた場合などは、必要に応じて、既存の操作者も含めて随時研修を実施する。 なお、日頃からの徹底を図るため、所属長を通じてのセキュリティ啓蒙のためのメール等を随時発信する。 年1回、すべての住基ネット端末利用所屬の所属長等責任者を集めてセキュリティ会議を開催し個人情報保護の徹底、セキュリティの確保について徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 住基ネット端末設置・利用所屬において新規に操作担当者となる者を中心に毎年度「セキュリティ研修」を複数回実施し、受講しないと端末の操作者となれないこととしている。また、セキュリティ対策規程等の重要な原簿があつた場合には、必要に応じて、既存の操作者も含めて随時研修を実施する。 なお、日頃からの端末操作等への注意事項の徹底を図るため、庁内電子掲示板に関係要領等を掲載し、操作担当者がいつでも確認できるようにしている。 年1回、すべての住基ネット端末利用所屬の所属長等責任者を対象にセキュリティ会議を開催し個人情報保護の徹底、セキュリティの確保について徹底を図る。 	事後	重要な変更にとあたらない (時点修正)
	V-1 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	<ul style="list-style-type: none"> (略) http://www.pref.mie.lg.jp/PERSONAL/ http://www.pref.mie.lg.jp/PERSONAL/personala_sp?NO=582P%82Q%82U 	<ul style="list-style-type: none"> (略) http://www.pref.mie.lg.jp/PERSONAL/1225.htm 	事後	重要な変更にとあたらない (時点修正)